

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件 五〇三
- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 五〇三
- 道路の区域を変更する件三件 五〇三
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 五〇四
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 五〇五
- 都市計画法により公聴会を開催する件 五〇五
- 落札者を決定した件三件 五〇六

告 示

福島県告示第六百五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十七年八月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定する区域
南相馬市小高区吉名字玉ノ木平七八番一号の一部
- 二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

- 1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物又は鉛及びその化合物
- 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

（水・大気環境課）

福島県告示第六百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年八月二十五日から同年十二月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年八月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番地一ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）別紙書面のとおり
（変更後）別紙書面のとおり
変更した年月日
別紙書面のとおり
- 三 届出年月日
平成二十七年六月十九日
- 四 届出をした者
片倉工業株式会社
（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第六百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十七年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

変更前

路線名	区 間	変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道上名 倉飯坂伊 達線	福島市大笹生字藁首内 一番一地从り	変更前	A 九・九 一八・五	一、三四九・〇
	同 市大笹生字鹿ノ畑 一番一地从り	変更後	A 二七・〇 六四・九	一、三四九・〇
	福島市大笹生字台田五 番三地从り	変更前	B 一七・五 二六二・五	九二八・五
	同 市大笹生字大畑四 番二地从り	変更後		

(道路計画課)

福島県告示第六百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十七年八月二十五日から二週間一般の縦覧
に供する。

平成二十七年八月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇〇号	耶麻郡西会津町下谷字 木戸口乙四六三番二地 先から	変更前	一四・一 一八・三	五五・二
	同 郡同 町下谷字 木戸口乙四五四番一 地先まで	変更後	二一・二 二五・〇	五五・二

福島県告示第六百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計
画課及び福島県相双建設事務所平成二十七年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供す
る。

平成二十七年八月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小浜 字町線	南相馬市原町区小浜字 西内三八番三地从り	変更前	七・六 一〇・五	二六六・六
	同 市原町区小浜字 丸山二三八番地先まで	変更後	八・一 二九・〇	二六六・六

(道路計画課)

公 告

公告第九十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利
活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年八月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年八月五日
- 二 名称
NPO法人ひろいそら
- 三 代表者の氏名
佐藤 一雄
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市野田町字上沼田五十一番地の一
- 五 定款に記載された目的

この法人は、障害の有る無しにかかわらず、地域での生活を可能とする事業を行うとともに、他の非営利団体の支援と連携を通してより多くの市民の幸福に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十七年八月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

会津若松市湊土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 渡部 勇 会津若松市湊町大字赤井字屋敷四七番地

(農村計画課)

公告第九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第十六条第一項の規定により、会津都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十七年八月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 公聴会の開催日時及び場所

日時 平成二十七年九月十五日(火) 午後六時三十分から

場所 会津若松市追手町七番五号 会津若松合同庁舎新館二階大会議室

二 公聴会の案件

会津都市計画道路を変更する案

三 公述人の資格

公述人になることができる者は、会津都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になろうとする者は、平成二十七年九月八日(火)までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村又は福島県会津若松建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則(昭和四十四年福島県規則第九十一号)第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県会津若松建設事務所、会津若松市又は会津美里町の都市計画担当課において縦

覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、2の福島県建設事務所又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

平成27年 8月25日付け福島県報に登載された「会津都市計画道路を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し出ます。

平成27年 月 日

福島県知事 内堀雅雄

公述申出人

住所

氏名

1 意見を述べようとする理由

2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格

A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)

公告第196号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年 8 月25日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
空港用高速スノーパ除雪車（自走式） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年 7 月 6 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社加藤製作所 東京都品川区東大井一丁目9番37号
- 5 落札金額
65,880,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年 5 月26日

（入札用度課）

公告第197号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年 8 月25日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 除雪ドーザⅡ（14t級） 1台
 - (2) 除雪ドーザⅢ（18t級） 1台
 - (3) 除雪ドーザⅣ（14t級） 1台
 - (4) 除雪ドーザⅤ（18t級） 2台
 - (5) 除雪ドーザⅥ（14t級） 1台
 - (6) 除雪ドーザⅦ（18t級） 1台
 - (7) 除雪ドーザⅧ（18t級） 1台
 - (8) 凍結防止剤散布車（3t級） 3台
 - (9) 小型除雪車Ⅰ（1.0m級） 1台
 - (10) 小型除雪車Ⅲ（1.0m級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年 7 月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 ユニキャリア株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号
 - (4) 1の(4)に掲げる物品等 ユニキャリア株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号
 - (5) 1の(5)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
 - (6) 1の(6)に掲げる物品等 株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1
 - (7) 1の(7)に掲げる物品等 ユニキャリア株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番

7号

- (8) 1の(8)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
 (9) 1の(9)に掲げる物品等 株式会社KCMJ 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の

1

- (10) 1の(10)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字
 亀賀字郷之原224番地

5 落札金額

- (1) 1の(1)に掲げる物品等 18,468,000円
 (2) 1の(2)に掲げる物品等 18,792,000円
 (3) 1の(3)に掲げる物品等 18,609,480円
 (4) 1の(4)に掲げる物品等 39,852,000円
 (5) 1の(5)に掲げる物品等 17,820,000円
 (6) 1の(6)に掲げる物品等 19,872,000円
 (7) 1の(7)に掲げる物品等 19,771,560円
 (8) 1の(8)に掲げる物品等 53,460,000円
 (9) 1の(9)に掲げる物品等 8,208,000円
 (10) 1の(10)に掲げる物品等 8,067,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成27年6月16日

(入札用度課)

公告第198号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年8月25日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 除雪ドーザ I (14 t 級) 1 台
 (2) ロータリ除雪車 (2.2m 級) 1 台
 (3) 小型除雪車 II (1.3m 級) 2 台
 (4) 小型除雪車 IV (1.3m 級) 2 台
 (5) 除雪トラック I (10 t 級) 1 台
 (6) 除雪トラック II (7 t 級) 1 台

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 落札者を決定した日

平成27年7月30日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字
 亀賀字郷之原224番地
 (2) 1の(2)に掲げる物品等 株式会社KCMJ 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の
 1
 (3) 1の(3)に掲げる物品等 株式会社KCMJ 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の
 1
 (4) 1の(4)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字
 亀賀字郷之原224番地
 (5) 1の(5)に掲げる物品等 UDトラックス株式会社 埼玉県上尾市大字壺丁目1番
 地
 (6) 1の(6)に掲げる物品等 UDトラックス株式会社 埼玉県上尾市大字壺丁目1番
 地

5 落札金額

- (1) 1の(1)に掲げる物品等 20,736,000円
 (2) 1の(2)に掲げる物品等 29,808,000円
 (3) 1の(3)に掲げる物品等 30,132,000円

- (4) 1の(4)に掲げる物品等 32,464,800円
- (5) 1の(5)に掲げる物品等 34,927,200円
- (6) 1の(6)に掲げる物品等 30,348,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年6月16日

(入札用度課)